豊前市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市議会議長(以下「議長」という。)が議会の代表 として対外的な活動をするための経費(以下「交際費」という。)の公正 な支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

- 第2条 支出区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 祝金 祝賀会,記念式典,大会,行事等に係る経費
 - (2) 見舞金 市政, 市議会関係者等の病気等に対する見舞金, 災害等 による見舞金, 義援金等に係る経費
 - (3) 弔慰金 市政, 市議会関係者等及びその親族の葬儀, 法要等にお ける香典, 供花等に係る経費
 - (4) 会費 各種団体等の主催する総会,懇親会等の参加に係る経費
 - (5) その他 前各号に掲げるもののほか、市政、市議会の運営に資する経費で、議長が特に必要と認める経費

(支出基準)

第3条 前条の支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(交際費の公表)

第4条 議長は、豊前市のホームページに交際費の執行状況を掲載する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。